## **島根県剣道連盟称号段級位審査規定** 令和元年 12 月 14 日承認(常任理事会)

### 第1章 総 則

- 第 1 条 島根県剣道連盟の段級位審査および称号・段位の授与申請は、本規定による。
- 第2条 本規定に定める以外は、すべて全剣連の称号・段位審査規則・同細則による。

#### 第2章段級位

- 第3条 本連盟で審査できる段位は、初段から五段までとする。ただし、地区連盟においては三段までとする。
- 第4条 四・五段は全県統一審査とする。その運営に関しては別に定める。
- 第 5 条 初段に達せない者に対しては級位を設ける。級位は八級より一級までとする。
- 第6条 一級を受有しない者は初段受審の資格がない。

#### 第3章審查会

- 第 7条 段位の審査は、段位審査会で行い、その合格者に対しては、全剣連会長に証書 交付の申請をする。
- 第 8条 級位の審査は、級位審査会で行い、その合格者に対しては、県剣連会長より証 書を交付する。
- 第 9条 級位審査会の運営は、各地区剣連会長に委任する。
- 第10条 段位審査会の審査方法は別に定める
- 第11条 審査ならびに登録の諸手数料は別に定める。

# 島根県剣道連盟称号段級位審査規定細則

- 第1条 各地区連盟において、段位審査を実施する場合は、実施期日の21日前に、期日、 場所及び受信者の概数を明示して要請する。(会則第39条)
- 第2条 統一審査は、春秋2回実施する。
- 第3条 段位審査会の審査方法は下表のとおりとする。

	区分	実 技		剣道形		学科
段位		切り返し	稽古	太刀	小太刀	子作
初	段	0	0	3		0
	段	0	$\circ$	5		$\circ$
三	段	0	0	7		$\circ$
兀	段		0	7	3	$\circ$
五	段		0	7	3	$\circ$
	考	① 〇印は実施することを示す。				
備		② 形の数字は本数を示す。				
		③ 四・五段の審査は <b>県主催の講習会・</b>				
		研修会の参加状況を勘案する。				

- ※ 全剣連より通達 (H20.12.5)
- ・安全への配慮、特に体力差から男女別の審査が望ましい。
  - ・但し、四・五段審査は、六段への前段階として、男女混合審査。
  - ・事故に対する対処法を明確にすること。(県剣連へ連絡)